

第1回権利擁護セミナーが開催されました

東成育成園支部 中島 由紀子

6月16日に兵庫県福祉センターで行われました全国手をつなぐ育成会連合会主催「第1回権利擁護セミナー」に大阪市より7名参加してまいりました。

全日本育成会の元常務理事で、連合会では運営統括になりました田中統括が司会をされ、このセミナーが新しい組織になって初めて行われる会であることを説明されました。

次に連合会の会長になりました久保会長よりご挨拶があり、「この度の全日本育成会の解散は、育成会の活動を続ける為のものなので、マイナスイメージで捉えていません。社会の流れの中で変わらなければいけないものが有り、でも変わってはいけないものも有り、それは本人の権利を守る事、すなわち権利擁護と考えます。共生社会に向かってこれからも一緒に活動していきましょう」と話されました。



今回のセミナーは「障害者差別解消法で何が変わるか、育成会に求められる役割」がテーマでした。

午前は毎日新聞論説委員の野沢和弘さんによる基調講演でした。

初めに「差別解消法」が成立するまでの過程を説明され、2010年の障害者自立支援法の改正以降、障がい者に関する法律だけが次々に決まっていた背景には、身内に障がい者がいる国会議員さんが党派を超えて頑張ったことが挙げられるそうです。

障がい者福祉予算の増加・利用者の増加・福祉の事業に新しいタイプの人々が参入する等、多くの変化の中で、障がい者は保護の対象から権利の主体となり、わが国の法律で初めて障がい者差別の禁止を明確に謳ったものとして「障害者差別解消法」が、①差別的取扱いの禁止②合理的配慮義務③啓発や知識の普及などを基本的な骨格として2013年6月に成立しました。(法の施行は16年4月) 障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別的な取扱いを

禁止し、障がいの特性に応じた配慮(合理的配慮)を求めるものです。不当な取り扱いについては公的機関も民間も禁止していますが、合理的配慮を提供しない事については公的機関のみ負担が重過ぎない限り対応するに留められました。合理的配慮については、障がい者側から意思の表明が無ければ相手方には配慮の義務は発生しないことになっており、特に知的障がい・発達障がい・精神障がいの人は必要な配慮がわかりにくく、自らの意思表示が困難な人も多いため、家族が補佐していかなければいけません。

野沢さんが特に力を入れて話されたのが、この法律を実効性のあるものにする為に、都道府県や主要市区町村で「差別解消支援地域協議会」を設立することで、構成する機関として、国の出先機関や地元の相談機関や障がい関係の団体を入れ、差別事例の相談に乗り、差別に当たるかどうか協議し、障がい者の差別問題をきちんと解決できるように調整しようというものです。当事者として各地の育成会は必ず協議会の構成メンバーになり、当事者の視点から「司令塔の役割」を果たすようおっしゃいました。この法律を活かす為には障がい者側の積極的な取り組みが不可欠であり、周囲に受け入れられるよう、合理的配慮の良い事例を広めたり条例を作ることも有効になります。合理的配慮をすることを障がい者だけでなく誰もが暮らしやすい社会になるユニバーサルな取り組みにしていく必要があるようです。16年の施行までに日常生活の具体的な場面で何が差別に当たるのか、どのような合理的配慮を求める事ができるのか育成会としても検討していかなければならないだろうと話されました。

午後は久保会長と連合会の権利擁護委員で弁護士の関哉直人さん、同じく委員で全日本の中央相談室室長をされていた社会福祉士の細川瑞子さんでシンポジウムが行われました。

関哉さんからは昨年実施された「差別に関する意識調査アンケート」の説明があり、過去に受けた差別には裁判を起こさなければいけないほどの大きな差別はなく、どれもが無理解と偏見からきていると思われ、幼少期からの障がいに対する理解・啓発は差別解消に重要であると報告されました。また、細川さんは本人の意思決定と成年後見の関係についても今後考えていきたいと話されました。

近畿ブロックだけでなく広島や群馬など広範囲から参加があり充実したセミナーでした。障害者差別